

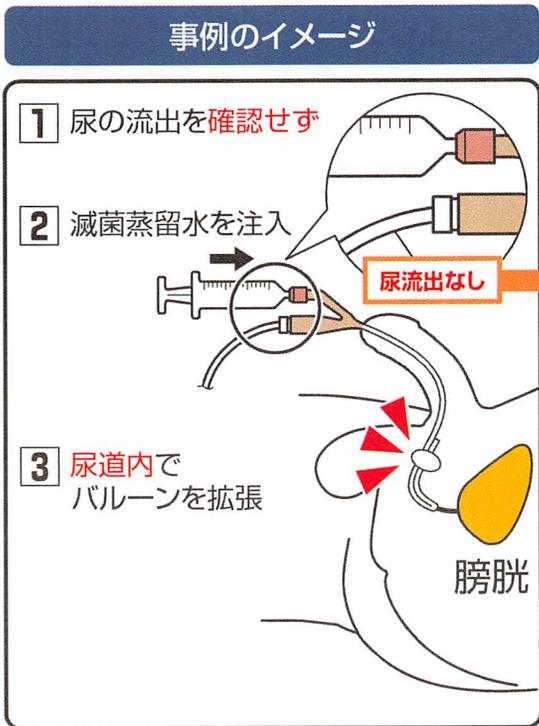


膀胱留置カテーテルによる尿道損傷(第2報)

No.142 2018年9月

「膀胱留置カテーテルによる尿道損傷」を医療安全情報No.80(2013年7月)で取り上げました。その後、類似の事例が49件報告されていますので再度情報提供します(集計期間:2013年6月1日~2018年7月31日)。この情報は、第47回報告書「再発・類似事例の発生状況」の内容をもとに作成しました。

膀胱留置カテーテルを留置する際、尿の流出を確認せずバルーンを拡張し、尿道を損傷した事例が再び報告されています。患者は全て男性です。



尿の流出を確認せずバルーンを拡張した主な背景	件数
挿入したカテーテルの長さが十分であると思った	27
カテーテル挿入時に抵抗がなかった	15
排尿直後や禁食のため、膀胱内に尿が溜まっていないと思った	15

◆複数の背景が含まれている事例があります。

膀胱留置カテーテルによる尿道損傷(第2報)

事例 1

看護師は、全身麻酔導入後の患者に14Frの膀胱留置カテーテルを根元まで挿入した。尿の流出はなかったが、抵抗なく挿入できたため、膀胱内に入っていると判断した。バルーンに滅菌蒸留水を注入した直後に出血があり、カテーテルを抜去した。その後、泌尿器科医師が診察を行い、尿道損傷と診断され6日間入院が延長した。

事例 2

看護師は、全身麻酔導入後の患者に14Frの膀胱留置カテーテルを挿入したが抵抗があり、抜去した。12Frのカテーテルに変更して再度挿入したが抵抗があったため、10Frのカテーテルを挿入した。尿の流出を確認できなかったが、根元まで挿入できたため、膀胱内に入っていると判断した。バルーンに滅菌蒸留水を注入すると出血があり、カテーテルを抜去した。泌尿器科医師が診察を行い、尿道損傷と診断され予定手術は延期された。

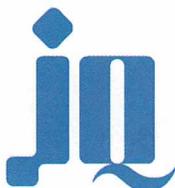
事例が発生した医療機関の取り組み

- ・膀胱留置カテーテルの挿入時に抵抗がなくても、尿の流出がない場合は、バルーンを拡張しない。
- ・膀胱留置カテーテルの留置が困難な場合には、早期に泌尿器科医師に依頼する。

※この医療安全情報は、医療事故情報収集等事業(厚生労働省補助事業)において収集された事例をもとに、本事業の一環として総合評価部会の専門家の意見に基づき、医療事故の発生予防、再発防止のために作成されたものです。本事業の趣旨等の詳細については、本事業ホームページをご覧ください。 <http://www.med-safe.jp/>

※この情報の作成にあたり、作成時における正確性については万全を期しておりますが、その内容を将来にわたり保証するものではありません。

※この情報は、医療従事者の裁量を制限したり、医療従事者に義務や責任を課す目的で作成されたものではありません。



公益財団法人 日本医療機能評価機構 医療事故防止事業部

〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町1-4-17 東洋ビル
電話：03-5217-0252(直通) FAX：03-5217-0253(直通)
<http://www.med-safe.jp/>